

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 3 6 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 8 年 6 月 29 日

佐 呂 間 町 農 業 委 員 会

議 事 録 署 名 委 員	2	十 亀	正	委 員
	3	青 野	誠	委 員

第 36 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 8 年 6 月 29 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 50 分

2. 開催場所 佐呂間町町民センター 2 階第 3 研修室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕

佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明

佐呂間町農業委員会農地係 石黒 亮雅

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	青野 英一郎		
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
5	田村 通啓	13	橋本 聡
6	千葉 義則		
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
9	平川 智司	14	渡部 洋

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について

議 案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の決定について

議 案第 3 号 現況証明願について

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	只今から、第 36 回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 13 名で、総会は成立しております。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、2 番十亀委員さん、3 番青野委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
	番号 1 土地の所在が東 137 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 24,791 m²、 届出者 遠軽町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得 日が令和 7 年 3 月 20 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、 あっせん希望は有です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員 議 長	———異議なし——— 報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
議 長	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、報告します。
	番号 1 土地の所在が幌岩 72 番 3 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 13,718 m²、契約期間は平成 27 年 10 月 30 日から令和 7 年 10 月 31 日まで、 合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 29 日、通知者が 賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。
	番号 2 土地の所在が浜佐呂間 29 番 2、現況地目が畑で面積 21,604 m²、契約 期間は平成 25 年 6 月 27 日から令和 5 年 6 月 30 日まで、合意解約の 成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 30 日、通知者が賃貸人 ● ●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。
	番号 3 土地の所在が若里 453 番 2、現況地目が畑で面積 28,022 m²、契約期 間は平成 30 年 5 月 29 日から令和 10 年 5 月 31 日まで、合意解約の 成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 29 日、通知者が賃貸人 ● ●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。
	番号 4 土地の所在が若里 457 番 2 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 20,636 m²、契約期間は令和 6 年 7 月 23 日から令和 16 年 7 月 31 日まで、合 意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 29 日、通知者が賃

貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は売買です。

番号 5

土地の所在が若里 509 番 8 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 8,667 m²、契約期間は令和 6 年 6 月 26 日から令和 16 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 29 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。

番号 6

土地の所在が知来 1 番 1 外 12 筆、現況地目が畑で合計面積 113,752 m²、契約期間は平成 28 年 5 月 31 日から令和 8 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 6 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。

番号 7

土地の所在が知来 591 番 1 外 18 筆、現況地目が畑で面積 92,265 m²、契約期間は平成 30 年 12 月 27 日から令和 10 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 6 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 8

土地の所在が知来 566 番 4 外 8 筆、現況地目、畑が 9,451 m²、採草放牧地が 36,225 m²で合計面積 45,676 m²、契約期間は平成 21 年 3 月 2 日から平成 31 年 3 月 1 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 9

土地の所在が知来 547 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 20,268 m²、契約期間は平成 13 年 11 月 30 日から平成 23 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 6 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 10

土地の所在が幌岩 35 番 1 外 28 筆、現況地目が畑で合計面積 276,942 m²、契約期間は平成 28 年 5 月 31 日から令和 8 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 29 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。

番号 11

土地の所在が若里 99 番 1 外 20 筆、現況地目、畑が 43,645 m²、採草放牧地が 15,078 m²で合計面積 58,723 m²、契約期間は平成 20 年 5 月 27 日から平成 30 年 5 月 26 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 24 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 12

土地の所在が仁倉 379 番 2 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 25,629

m²、契約期間は平成 26 年 12 月 25 日から令和元年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 3 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 13

土地の所在が若里 231 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 15,732 m²、契約期間は平成 28 年 3 月 31 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 20 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 14

土地の所在が浜佐呂間 681 番 4、現況地目が畑で面積 7,741 m²、契約期間は平成 27 年 5 月 27 日から令和 7 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 23 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 15

土地の所在が中園 324 番 1 外 13 筆、現況地目、畑が 67,421 m²、採草放牧地が 31,830 m²で合計面積 99,251 m²、契約期間は平成 27 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 6 月 8 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 16

土地の所在が仁倉 838 番 6 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 40,511 m²、契約期間は令和 2 年 3 月 31 日から令和 12 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。

番号 17

土地の所在が知来 302 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 6,211 m²、契約期間は令和元年 9 月 30 日から令和 11 年 9 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 6 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。

番号 18

土地の所在が栃木 210 番 1、現況地目が畑で面積 29,987 m²、契約期間は平成 14 年 1 月 29 日から平成 24 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 6 月 17 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 19

土地の所在が栃木 192 番 1 外 20 筆、現況地目、畑が 37,881 m²、採草放牧地が 6,069 m²で合計面積 43,950 m²、契約期間は平成 19 年 5 月 31 日から平成 29 年 5 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 6 月 17 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 20

土地の所在が知来 552 番 2 外 10 筆、現況地目、畑が 65,994 m²、採草放牧地が 37,755 m²で合計面積 103,749 m²、契約期間は平成 21 年 11 月 27 日から令和元年 11 月 26 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 6 月 16 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 21

土地の所在が武士 291 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 45,982 m²、契約期間は平成 27 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 25 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 22

土地の所在が浜佐呂間 169 番外 10 筆、現況地目、畑が 98,325 m²、採草放牧地が 34,536 m²、合計面積 132,861 m²、契約期間は令和 3 年 2 月 25 日から令和 8 年 2 月 28 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 30 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 23

土地の所在が若里 95 番 1、現況地目が畑で面積 39,034 m²、契約期間は平成 24 年 6 月 28 日から平成 29 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 25 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 24

土地の所在が若里 377 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 27,574 m²、契約期間は平成 27 年 3 月 30 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 25 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 25

土地の所在が若里 427 番外 18 筆、現況地目が畑で合計面積 87,491 m²、契約期間は平成 27 年 3 月 30 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 25 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 26

土地の所在が若里 444 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 46,175 m²、契約期間は平成 28 年 2 月 29 日から令和 8 年 2 月 28 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 25 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 27

		土地の所在が若里 264 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 15,043 m²、契約期間は平成 28 年 3 月 31 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 5 月 25 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は賃貸借です。 以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員		———異議なし———
議 長		報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。
議 長		次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について 下記の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて審議願います。 番号 1 土地の所在が西富 180 番 4、現況地目が畑で面積 1,551 m²、所有者が ●●●●さん、令和 8 年 6 月 3 日に現況確認を行っています。 図面で説明いたしますと、(1 ページ)の土地です。対象地につきましては、町道佐呂間富丘間道路沿いの土地となります。 現況及び経過について説明いたします。 対象地は、所有者の夫が平成 8 年頃までに住宅、D 型ハウス、車庫を建築したとのことです。 夫から相続していた時にはすでに住宅等として使っていて、物件が無許可建築との認識はなかったとのことです。 現所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないように、指導を行っています。 番号 2 土地の所在が西富 207 番 3 外 2 筆、現況地目が畑で面積 14,130 m²、所有者が ●●●●さん、令和 8 年 6 月 3 日に現況確認を行っています。 図面で説明いたしますと、(2 ページ)の土地です。対象地につきましては、町道佐呂間墓地道路沿い、●●●●宅周辺の土地となります。 現況及び経過について説明いたします。 対象地には、住宅・牛舎・農業用倉庫を父親が建築、現在の所有者がその後平成 16 年頃までに住宅や牛舎の増築、堆肥舎を建築したとのことです。 農地転用制度の詳細を知らず、違反転用による無許可建設との認識はなかったとのことです。 現所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないように、指導を行っています。 番号 3

		土地の所在が栃木 156 番 1B 外 4 筆、現況地目が畑、採草放牧地で合計面積 3,869 m²、所有者が●●●●さん、令和 8 年 6 月 5 日に現況確認を行っています。 図面で説明いたしますと、(3 ページ)の土地です。対象地につきましては、町道栃木幹線道路沿い、●●●●宅周辺の土地となります。 現況及び経過について説明いたします。 対象地は、所有者の夫が昭和 63 年頃までに住宅、D 型ハウス、牛舎を建築したとのことです。 夫から相続していた時にはすでに住宅等として使っていて、物件が無許可建築との認識はなかったとのことです。 農地転用制度の詳細を知らず、違反転用による無許可建設との認識はなかったとのことです。 現所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないように、指導を行っています。 以上、違反転用地ではありますが、申し合わせに従い、非農地判断を行い、現況地目を変更することとしてよろしいか、ご協議願います。 以上です。
議 長	大 澤 委 員	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
大 澤 委 員	大 澤 委 員	番号 2 の●●●●さんについては、元農業委員だったので、農地転用制度を知らないということはないと思いますが。
大 澤 委 員	事 務 局	今回、違反転用が 3 件提案されていますが、その経過の説明はありますか
事 務 局		番号 1 は相続をしたことにより、相続した親族が自分たちの土地が住宅地ではないことにより、地目を変更したいとの申し出によります。 番号 2 は農地を全て賃貸するに当たり、地目確認する上で、違反転用が判明しました。 番号 3 は賃貸の更新をする中で農地でないところと、農地として使えるところがあったためです。
議 長	各 委 員	何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員	議 長	——— 異議なし ——— 議案第 1 号は原案どおり決定いたします
議 長	事 務 局	議案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。 また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第 18 条第 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できることとします。 公益財団法人北海道農業公社の説明は省略させていただきます。

番号 1. 2.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 72 番 3 外 1 筆、現況地目、畑で合計面積 13,718 m²です。

利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

所有権移転の時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日で対価の支払期限は令和 8 年 11 月の公社での指定日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日です。

売買価格は 1,370,000 円、10 ㎡当たりの単価は 99,900 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 29 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと、(4 ページ)です。申請地につきましては、国道 238 号沿い、●●●●宅周辺の土地となります。

番号 3. 4.

利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 29 番 2、現況地目、畑で合計面積 21,604 m²です。

利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

所有権移転の時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日で対価の支払期限は令和 8 年 8 月の公社での指定日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日です。

売買価格は 2,160,000 円、10 ㎡当たりの単価は 100,000 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 30 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと、(5 ページ)です。申請地につきましては、町道浜佐呂間川沿道路付近の土地となります。

番号 5. 6.

利用権の設定等を受ける者が、東京都 ●●●●、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が若里 453 番 2 外 8 筆、現況地目、畑で合計面積 89,054 m²です。

利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

所有権移転の時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日で対価の支払期限は令和 8 年 8 月の公社での指定日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日です。

売買価格は 4,452,000 円、10 ㎡当たりの単価は 50,000 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 28 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと、(6 ページ)です。申請地につきましては、町道若里東 8 号 1 線道路と若里 9 号道路沿いの土地となります。

番号 7. 8.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が知来 1 番 1 外 11 筆、現況地目、畑で合計面積 75,057 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 150,000 円、10 ㎡当たり 2,000 円で、前は 2,300 円でした。あっせ

ん会につきましては、令和 8 年 6 月 10 日から 1 回実施しております。
図面で説明いたしますと（7 ページ）の土地です。
申請地につきましては、町道広瀬峠道路付近の土地となります。

番号 9. 10.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等
をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 532 番 1、現況
地目が畑で面積 3,196 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定
期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額
10,000 円、10 ㎡当たり 3,100 円で、新規のあっせんです。あっせん
会につきましては、令和 8 年 5 月 20 日から 1 回実施しております。
図面で説明いたしますと（8 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道仁倉 10 号道路沿いの土地となります。

番号 11. 12.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等
をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 591 番 1 外 18 筆、
現況地目、畑で合計面積 92,265 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定
期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額
45,000 円、10 ㎡当たり 500 円で、前は 2,000 円でした。あっせん会
につきましては、令和 8 年 6 月 10 日から 1 回実施しております。図面
で説明いたしますと（9 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道知来西興生沢道路と知来興生沢道路沿い
の土地となります。

番号 13. 14.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等
をする者が遠軽町 ●●●●さん。土地の所在が知来 620 番 A、現況
地目、畑で面積 6,075 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定
期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額
9,000 円、10 ㎡当たり 1,500 円で、前は 5,200 円でした。あっせん
会につきましては、令和 8 年 6 月 10 日から 1 回実施しております。
図面で説明いたしますと（10 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道知来興生沢道路沿いの土地となります。

番号 15. 16.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等
をする者が遠軽町 ●●●●さん。土地の所在が知来 574 番 1 外 1 筆、
現況地目、畑で合計面積 4,549 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定
期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額
14,000 円、10 ㎡当たり 3,000 円で、前は 1,000 円でした。あっせん
会につきましては、令和 8 年 5 月 10 日から 1 回実施しております。
図面で説明いたしますと（11 ページ）の土地です。

申請地につきましては、道道留辺蘂浜佐呂間線沿いの土地となりま
す。

番号 17. 18.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が幸町 ●●●●さん。土地の所在が知来 547 番 1A 外 1 筆、現況地目、畑で合計面積 17,959 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 30,000 円、10 ㎡当たり 1,700 円で、前は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 10 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（12 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道知来興生沢道路沿いの土地となります。

番号 19. 20.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 35 番 1 外 30 筆、現況地目、畑で合計面積 273,182 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 1,383,000 円、10 ㎡当たり 5,100 円で、前は 5,400 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 29 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（13～16 ページ）の土地です。

申請地につきましては、道道キムアップ岬浜佐呂間線、町道幌岩浪速間道路幌岩 2 線道路及び、幌岩 5 号道路付近の土地となります。

番号 21. 22.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が北 ●●●●さん。土地の所在が若里 153 番 3A 外 2 筆、現況地目、畑で合計面積 77,995 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 243,000 円、10 ㎡当たり 3,100 円で、新規のあっせん会です。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 21 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（17 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道若里西 2 線道路沿いの土地となります。

番号 23. 24.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 99 番 1 外 16 筆、現況地目、畑が 39,631 m²、採草放牧地が 6,761 m²で合計面積 46,392 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 112,000 円、10 ㎡当たり 2,400 円で、前は 2,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 7 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（18 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道若里西 2 線道路沿いの土地となります。

番号 25. 26.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等

をする者が北 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 379 番 2A 外 5 筆、現況地目、畑で合計面積 31,576 m²です。
利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 100,000 円、10 ㎡当たり 3,200 円で、前は 6,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 3 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（19 ページ）の土地です。
申請地につきましては、町道仁倉 9 号道路と仁倉 7 線道路沿いの土地となります。

番号 27. 28.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 60 番 3 外 5 筆、現況地目、畑で合計面積 37,991 m²です。
利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 180,000 円、10 ㎡当たり 4,700 円で、前は 6,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 15 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（20 ページ）の土地です。
申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い●●●●宅周辺の土地となります。

番号 29. 30.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 458 番 2A、現況地目、畑で面積 26,312 m²です。
利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 132,000 円、10 ㎡当たり 5,000 円で、新規のあっせん会です。あっせん会につきましては、令和 7 年 2 月 1 日から 2 回実施しております。図面で説明いたしますと（21 ページ）の土地です。
申請地につきましては、町道仁倉東 8 号道路沿いの土地となります。

番号 31. 32.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 77 番 12 外 11 筆、現況地目、畑で合計面積 67,502 m²です。
利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 280,000 円、10 ㎡当たり 4,100 円で、前は 4,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 7 日から 3 回実施しております。図面で説明いたしますと（22 ページ）の土地です。
申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線と町道西富若里幹線道路沿い、●●●●宅周辺の土地となります。

番号 33. 34.

利用権の設定等を受ける者が、富富士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 231 番 1B 外 2 筆、現況地目、畑で合計面積 13,767 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 30,000 円、10 ㌦当たり 2,200 円で、前は 1,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 28 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（23 ページ）の土地です。
申請地につきましては、町道若里北幹線道路付近の土地となります。

番号 35.36.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 681 番 4、現況地目、畑で面積 7,741 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 15,000 円、10 ㌦当たり 1,900 円で、前回は 1,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 20 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（24 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道仁倉浜佐呂間 8 線道路沿いの土地となります。

番号 37.38.

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が中園 324 番 2A 外 8 筆、現況地目、畑が 59,367 ㎡、採草放牧地が 25,367 ㎡で合計面積 85,037 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 5 年間、賃貸料は年額 238,000 円、10 ㌦当たり 2,800 円で、前回は 2,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 6 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（25 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道武士 39 号道路沿いの土地となります。

番号 39.

利用権の設定等を受ける者が、札幌市 公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が共立 244 番 1 外 26 筆、現況地目が畑で合計面積 278,942 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

所有権移転の時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日、対価の支払期限は令和 8 年 8 月の公社での指定日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日です。

売買価格は 16,178,000 円、10 ㌦当たりの単価は 58,000 円で、農地売買等事業による売買となります。

図面で説明いたしますと（26 ページ）です。

申請地につきましては、町道共立 51・53 号道路と共立東 11 線道路沿いの土地となります。

番号 40.

利用権の設定等を受ける者が、札幌市 公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 838 番 6 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 40,511 ㎡です。利用

権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。
所有権移転の時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日で対価の支払期限は令和 8 年 11 月の公社での指定日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日です。
売買価格は 3,240,000 円、10 ㎡当たりの単価は 80,000 円で、農地売買等事業による売買となります。
図面で説明いたしますと（27 ページ）です。
申請地につきましては、町道仁倉 7 線道路沿いの土地となります。

番号 41.42.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が茨城県 ●●●●さん。土地の所在が知来 302 番 2 外 1 筆、現況地目、畑で合計面積 6,211 ㎡です。
利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。
所有権移転の時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日で対価の支払期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 7 月の公社での指定日です。
売買価格は 400,000 円、10 ㎡当たりの単価は 64,400 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 10 日から 1 回実施しております。
図面で説明いたしますと、（28 ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線付近の土地となります。

番号 43.44.

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が栃木 ●●●●さん。土地の所在が栃木 192 番 1 外 22 筆、現況地目、畑が 63,169 ㎡、採草放牧地が 6,069 ㎡で合計面積 69,238 ㎡です。
利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 208,000 円、10 ㎡当たり 3,000 円で、前は 2,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 6 日から 1 回実施しております。
図面で説明いたしますと（29 ページ）の土地です。
申請地につきましては、町道栃木幹線道路沿いの土地となります。

番号 45.46.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が茨城県 ●●●●さん。土地の所在が知来 598 番 A 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 41,491 ㎡です。
利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 40,000 円、10 ㎡当たり 1,000 円で、前は 1,400 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 16 日から 1 回実施しております。
図面で説明いたしますと（30 ページ）の土地です。
申請地につきましては、町道知来興生沢道路沿いの土地となります。

番号 47.48.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が武士 257 番 1、現況地目が畑で面積 23,951 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 84,000 円、10 ㎡当たり 3,500 円で、前は 5,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（31 ページ）の土地です。
申請地につきましては、町道朝日武士 11 線道路沿いの土地となります。

番号 49.50.

利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が美幌町 ●●●●さん。土地の所在が武士 291 番 1、現況地目が畑で面積 45,552 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 169,000 円、10 ㎡当たり 3,700 円で、前は 4,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（32 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道武士 38 号道路沿いの土地となります。

番号 51.52.

利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が浜佐呂間 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 169 番外 9 筆、現況地目、畑が 92,765 ㎡、採草放牧地が 21,674 ㎡で合計面積 114,439 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 402,000 円、10 ㎡当たり 3,500 円で、前は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（33 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道浜佐呂間川沿道路沿いの土地となります。

番号 53.54.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が湧別町 ●●●●さん。土地の所在が若里 95 番 1、現況地目が畑で面積 39,034 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 97,000 円、10 ㎡当たり 2,500 円で、前は 3,700 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（34 ページ）の土地です。

申請地につきましては、国道 238 号付近、佐呂間町と湧別町の町境の土地となります。

番号 55.56.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が若里 377 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 27,574 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定

期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 90,000 円、10 ㎡当たり 3,300 円で、前回も 3,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（35 ページ）の土地です。申請地につきましては、町道若里北幹線道路沿いの土地となります。

番号 57.58.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が若里 427 番外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 130,697 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 360,000 円、10 ㎡当たり 2,800 円で、前回は 2,400 円と 3,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（36 ページ）の土地です。申請地につきましては、町道若里北幹線道路と若里 9 号道路沿いの土地となります。

番号 59.60.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が若里 264 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 15,043 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 40,000 円、10 ㎡当たり 2,700 円で、前回も 2,700 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（37 ページ）の土地です。申請地につきましては、町道若里北幹線道路沿いの土地となります。

番号 61.62.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が東京都 ●●●●さん。土地の所在が武士 102 番 1A、現況地目が畑で面積 14,242 ㎡です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 7 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 50,000 円、10 ㎡当たり 3,500 円で、前回は 5,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（38 ページ）の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、町道武士 37 号道路付近の土地となります。
以上です。

議 長
事 務 局
議 長
各 委 員
議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。
次回から賃貸料について、増額した場合の理由も加えたいと思います。
質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
———異議なし———
議案第 2 号は原案どおり決定いたします

議 事	長 務 局	議案第 3 号 現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第 3 号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号 1. 土地の所在が若里 604 番 2、公簿地目が牧場、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林、面積 3,776 ㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 若里 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(39 ページ) です。申請地は、町道若里基線道路付近の土地となります。 番号 2. 土地の所在が西富 180 番 4、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は宅地、合計面積 1,551 ㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 西富 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 この案件については議案第 1 号で非農地判断した土地を含めての、現況証明願となります。 図面で説明いたしますと、(1 ページ) です。申請地は、町道佐呂間富丘間道路沿いの土地となります。 番号 3. 土地の所在が知来 484 番 1 外 5 筆、公簿地目が牧場と畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林、原野、雑種地、合計面積 11,035 ㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 北見市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(40 ページ) です。申請地は、道道留辺蘂浜佐呂間線付近の土地となります。 番号 4. 土地の所在が若佐 125 番 1、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積 1,079 ㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 北見市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(41 ページ) です。申請地は、国道 3 3 3 号線付近の土地となります。 以上です。
議 各 議	長 委 員 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——— 異議なし ——— 議案第 3 号は原案どおり決定いたします
議 各 議	長 委 員 長	その他 各委員さんの方から何かありませんか。 ——— ありません ——— なければ第 36 回農業委員会総会を終わります。